

## 令和5年涌谷町議会定例会11月会議（第1日）

令和5年11月28日（火曜日）

### 議事日程（第1号）

1. 開 会

1. 開 議

1. 議事日程の報告

1. 会議録署名議員の指名

1. 会議日程の決定

1. 議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第69号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第 5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1. 議案第71号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）

1. 議案第72号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第73号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）

1. 議案第74号 令和5年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）

1. 休会について

1. 散 会

午前10時開会

出席議員（13名）

1番	黒澤 朗 君	2番	涌澤 義和 君
3番	竹中 弘光 君	4番	佐々木 みさ子 君
5番	稲葉 定 君	6番	只野 順 君
7番	伊藤 雅一 君	8番	久 勉 君
9番	杉浦 謙一 君	10番	門田 善則 君
11番	大泉 治 君	12番	鈴木 英雅 君
13番	後藤 洋一 君		

---

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職氏名

町 長	遠藤 积雄 君	副 町 長	高橋 宏明 君
総務課長 兼 参事	高橋 貢 君	企画財政課長 兼 参事	大崎 俊一 君
福祉課長	鈴木 久美子 君	健康課長	木村 治 君
上下水道課長	岩渕 明 君	代表監査委員	城口 貴志生 君

---

事務局職員出席者

事務局 長	渡邊 千春	総務班 長	金山 みどり
-------	-------	-------	--------

(午前10時)

○議長（後藤洋一君） 皆さん、おはようございます。

定例会11月会議出席、ご苦労さまでございます。

本日の定例会の議事運営につきましても、いつもと変わらない格別のご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

開会前に、副町長から人事異動について皆様にご説明がありますので、これを許可いたします。副町長。

○副町長（高橋宏明君） おはようございます。

参与席の変更についてお知らせ申し上げます。本11月会議から、代表監査委員席のほうに城口代表監査委員が出席することとなりましたので、よろしくお願いいたします。

なお、代表監査委員につきましては予算審議のある議会には出席をするということで、ご理解ご了承をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

---

◇

◎開会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日11月28日は休会の日ですが、議事の都合により令和5年涌谷町議会定例会を再開し、11月会議を開会いたします。

---

◇

◎開議の宣告

○議長（後藤洋一君） 直ちに会議を開きます。

---

◇

◎議事日程の報告

○議長（後藤洋一君） 日程をお知らせいたします。

日程は、お手元に配った日程表のとおりです。

---

◇

◎会議録署名議員の指名

○議長（後藤洋一君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により議長において、4番佐々木みさ子君、5番稲葉 定君を指名いたします。

---

◇

◎会議日程の決定

○議長（後藤洋一君） 日程第2、会議日程の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

11月会議の日程につきましては本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、11月会議の日程は本日1日と決しました。

---

◇

◎議案第68号から議案第70号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第3、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から日程第5、議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例までは、関連がございますので一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 皆さん、おはようございます。

何かと12月を前にしてお忙しい中ご参集いただきまして、本当に感謝を申し上げます。恐縮でございます。今回は人事院勧告に伴う条例改正等々でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例、議案第69号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、ただいま本案を一括上程させていただきました。

本案は、令和5年8月7日に人事院勧告が行われ、国家公務員の給与について国会の審議を経て勧告どおり実施することが11月17日に決定されたことから、当町におきましても、人事院勧告に準じ必要な措置を講じようとするものでございます。

主な内容といたしまして、町長等の特別職につきましては期末手当を0.10月引き上げ、一般職につきましては、民間給与との格差を解消するため、初任給を高卒で約8%、大卒で約6%引き上げるなど俸給表の改正をし、また期末・勤勉手当の支給率をそれぞれ0.05月引き上げる改正を行うものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） おはようございます。よろしくお願ひいたします。

では、ただいま一括上程いたしました議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例から議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について説

明申し上げます。

ただいま町長が提案理由で申し上げましたが、令和5年8月7日人事院勧告を受けまして、国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律が今国会におきまして令和5年11月17日に可決成立されたことを受けまして、改正するものでございます。

まず最初に、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書につきましては1ページ、新旧対照表につきましても1ページをご覧ください。

また、資料といたしまして議会定例会資料11月会議資料の1ページを同じくご覧いただきたいと思っております。

説明につきましては、新旧対照表をもって説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

新旧対照表1ページでございます。

1ページ上段の第1条関係でございますが、条例第4条におきまして手当について規定されておりますが、町長等の期末手当の支給率を年間3.3月から0.1月分を引上げ3.4月分にいたすものでございます。本年度におきましては、12月期の支給分で年間引上げの0.10月分を引上げるもので、100分の165から100分の175にいたすものでございます。

次に、第2条でございますが、ここでは令和6年度以降の支給率の取扱いについて規定しているものでございます。令和6年度の支給につきましては、引上げ後の年間支給率3.4月分を6月、12月に100分の170として同じ支給率にするものでございます。

定例会11月会議資料の1ページをご覧くださいと思います。

左側の給与改定に伴います手当の状況の一部を改正する法律について、それぞれ概要を載せているものでございます。今回につきましては、左下の特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律の概要でございます。3番目に、特別給の改定といたしまして、年間3.3月が3.4月と0.1月分引上げるものと規定されているものでございます。

右側につきましては、現在令和5年度の支給、中段の表が今回の12月改定を踏まえた支給、下段が令和6年度以降の支給について示させていただいているものでございます。町長等につきましては、それぞれ一番上段に書いているところでございますが、現在、町長の現行の支給につきましては6月、12月とも1.65月となっておりますが、今回の改正後につきましては、令和5年12月期で0.1月引上げ1.75月分となり、令和5年度以降は6月、12月にそれぞれ現行の率から今回引上げます0.1月分の2分の1、0.05月をそれぞれ引上げ1.70月という形で、年間3.40月分の支給となるものでございます。

以下、一般職員あるいは再任用職員等の表についても同様の見方となりますので、ご参考にしていただければと思います。

議案書にお戻りいただきたいと思っております。

議案書につきましては1ページでございますが、附則でございます。

附則第1項、施行期日等でございます。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

第2項でございます。こちらにつきましては、改正後の町長等の給与条例の規定を適用する場合におきまして

は、規定に基づいて支給される給与等につきましては改正後の内払いとみなす規定となっているところでございます。

続いて、議案書2ページ、議案第69号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表につきましては3ページとなりますので、お開き願いたいと思います。

第1条関係でございます。第5条第7項におきましては、初任給、昇格、昇給等の基準のうち、55歳以上の職員において、これまで一律に昇給していたものを、国の基準に従いまして勤務成績により昇給させるものとして、その昇給号俸について規則に定めると規定するものでございます。

第9条の2第1項の規定ですが、医療職給料表（1）の適用を受ける職員、医師となりますが、初任給調整手当として額の変更が図られるものでございます。

第19条第2項の規定でございますが、期末手当の支給の規定について定められているものでございます。12月の支給率を100分の120から100分の125に0.05月分を引き上げるものでございます。

同条第3項におきましては、再任用職員に関する規定であります。12月の支給率につきまして100分の67.5から100分の70に0.025月分を引き上げるものでございます。

第20条第2項第1号でございますが、一般職の勤勉手当の支給割合の規定でございます。12月の支給率を100分の100から100分の105に0.05月分を引き上げるものでございます。

同じく第2号におきましては、再任用職員に係る勤勉手当について規定しているものでございますが、同様に100分の47.5から100分の50へ0.025月分を引き上げるものでございます。

次の5ページから22ページの表につきましては、行政職給料表の改定となっておりますので、説明は省略させていただきます。

引き続き、22ページ、23ページをご覧ください。

第19条第2項に定めます涌谷町職員の期末手当の改正ですが、ここでは令和6年度以降の支給率の取扱いについて規定しているものでございます。期末手当について、令和5年12月期の0.05月分の引上げを、令和6年度以降の支給につきまして、引上げ後の年間支給率を6月、12月の支給割合に振り分けることといたしまして、それぞれ100分の122.5と改正するものでございます。

同じく同条第3項に定めます再任用職員に係る期末手当につきまして、同様に令和5年12月期の0.025月分の引上げを6月、12月の支給割合にそれぞれ振り分けまして、それぞれ100分の68.75と同じ支給率に定めるものでございます。

第20条第2項におきましては、同じく涌谷町職員の勤勉手当についても、引上げ後の年間支給率0.05月分を6月、12月とも100分の102.5へ支給率を改正するものでございます。

第20条第2項第2号におきまして、再任用職員に係る勤勉手当につきましても、同様に引上げ後の支給率を年間支給率0.025月分の勤勉手当におきまして6月、12月に支給割合を振り分け、100分の48.75に変更するものでございます。

議案書にお戻りいただきたいと思います。

議案書につきましては22ページ、23ページとなります。

議案書22ページでございますが、附則でございます。

第1条におきましては、施行期日となっております。この条例は、公布の日から施行し、第2条及び第4条の規定におきましては、令和6年4月1日から施行するものとなっております。

第2項につきましては、第1条の改正規定につきまして、令和5年4月1日から適用するものとして遡るものとなっております。

第2条におきましては、給与の内払いに関する規定でございます。

第3条でございますが、規則への委任でございます。前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるものとなっているところでございます。

議案書、次のページをご覧ください。

議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例でございます。

新旧対照表につきましては27ページとなります。

今回の人事院勧告におきましては、非常勤職員の給与改定につきましては常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて給与改定を行うよう努める旨の指針が出されております。当町におきましては、これまで附則として、第5項に給与改定については翌年度の4月1日から効力が発生する旨を定めておりましたことから、今回この附則を改正し、国の指針に合わせ削除するものでございます。

議案書にお戻りください。

附則でございます。この条例は、公布の日から施行するものとなっております。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。8番久 勉君。

○8番（久 勉君） 関連ですけれども、涌谷町の職員の人件費の課題はラスパイレス指数の低いことにあります。

21町村で下から5番目、町村平均の94.3より1.7ポイント低い92.6。このことは以前にも一般質問で申し上げて、そしてそのときの担当課長の答弁は順次改正していくという答弁だったんですけれども、今の数字は令和4年4月1日現在の数字でございます。改正されたとは思われない、県平均までも及ばないということは、全然手をつけていないんじゃないでしょうか。いかがですか、担当課長。

○議長（後藤洋一君） 8番、これは関連でございますので、質問はこの議案第68号、議案第69号、議案第70号の件でございますので、この件に関しては答弁は差し控えていただきます。

ほかにご覧ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第68号 町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第69号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号 涌谷町職員の給与に関する条例及び涌谷町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第70号 涌谷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



#### ◎議発第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第6、議発第5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

事務局職員に議案を朗読させます。事務局総務班長。

○事務局総務班長（金山みどり君） 議員提出議案の1ページをお開きください。朗読いたします。

議発第5号

令和5年11月28日

涌谷町議会議長 後藤洋一 殿

提出者	涌谷町議会議員	大 泉 治
賛成者	同	杉 浦 謙 一
賛成者	同	稲 葉 定
賛成者	同	佐々木 みさ子
賛成者	同	黒 澤 朗
賛成者	同	鈴 木 英 雅

涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び涌谷町議会会議規則第13条第2項の規定により提出します。

提出の理由

国の人事院勧告により、「特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が施行されるため、これに準じ改正するものである。

以上です。

○議長（後藤洋一君） 提出者の趣旨説明を求めます。11番大泉委員長。

○議会運営委員会委員長（大泉 治君） ただいま上程されました議発第5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案の趣旨説明を申し上げます。

改正の趣旨は、国の人事院勧告により、特別職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律が施行されるため、これに準じ改正いたそうとするもので、議員の期末手当を年間3.3月から3.4月に改正いたそうとするものであります。

次のページの別紙をお開き願います。

改正の内容は、第1条において、本年12月期の期末手当支給率を現在の支給率1.65月から1.75月に引き上げ、令和6年度以降については、第2条において、引上げ後の年間支給率3.40月を6月、12月とも1.70月と改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条は公布の日から施行するものでございます。第2条につきましては令和6年4月1日からとするものであります。

なお、3ページ、新旧対照表のアンダーラインの部分がこの条例により改正いたそうとするものでございます。以上でございます。

○議長（後藤洋一君） 提案の趣旨説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議発第5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議発第5号 涌谷町議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。



◎議案第71号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第7、議案第71号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤釈雄君） 議案第71号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきにご可決いただきました令和5年人事院勧告に準ずる給与改正等につきまして、人件費において所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第71号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）につきまして、予算書の30ページ、31ページをお開き願ひます。

私からは人件費について説明させていただきます。

今回の改正の内容といたしましては、いずれも人事院勧告に伴う給与改定、あるいは異動に伴うものでございます。

30ページの給与費明細書をご覧ください。

1、特別職となります。この表の下のほう比較の欄をご覧ください。 「長等」の額で、期末手当におきまして10万9,000円の増額でございますが、先ほど条例に上げさせていただきました人事院勧告に伴う期末手当の支給率の0.1月分の増額となるものでございます。

次の下の議員の欄をご覧ください。期末手当で同じく36万7,000円の増額につきましても、同じく期末手当の支給率の0.1月分の増によるものでございます。

続きまして、31ページ、一般職でございますが、こちらは総括といたしまして、会計年度任用職員以外の職員、正職員となりますが、会計年度任用職員分を合わせた合計の金額となっておりますので、次のページ、ア、会計年度任用職員以外の職員の表をご覧ください。

上段の表の比較の欄をご覧ください。

給料で31万2,000円の減額となっております。こちらは今回人事院勧告に伴う給与改定に伴いまして増額となっておりますが、人事院勧告に伴う給与改定による増額分と病気休職等による職員の減額分を差し引きしております。こちらにつきましては減額となったものでございます。

職員手当で583万6,000円の増額となっております。こちらにつきましては、下の段の職員手当の内訳をご覧ください。主なものといたしまして、期末手当で434万8,000円、勤勉手当で186万1,000円の増、時間外勤務手当で35万円の増は、人事院勧告に伴います期末・勤勉手当の支給率の改正、給与法改正に伴う単価改定に伴う増額となっているものでございます。

管理職手当22万3,000円の減、住居手当34万円の減額につきましては、職員の異動等によるものを今回上げさせていただいているものでございます。

次のページ、イの会計年度任用職員でございます。報酬といたしましては224万5,000円の増、給料におきましては20万4,000円の増、職員手当では28万円の増額となっております。職員手当の内訳といたしまして、下の欄をご覧ください。期末手当の増減につきまして、今回の支給率改定に伴う影響額となっているところでござい

ます。

一番下の表、(2) その他給与費明細に含まれない人件費、退職手当負担金233万6,000円の減額につきましては、今年度より定年延長が行われるところではございますが、対象職員の勤務継続の意思を確認させていただきまして、退職の際の特別負担金につきまして減額するものでございます。

では、5ページにお戻りいただきます。

歳入に移ります。

○議長（後藤洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課参事兼課長（大崎俊一君） おはようございます。

それでは、歳入になります。

6ページをお開きください。

16款2項1目1節⑩個人番号カード交付関連事務費補助金5万3,000円の増は、町民生活課窓口のマイナンバーカードの交付事務における会計年度任用職員に係る給与改定増分の国庫補助金の増となっております。なお、補助率は10分の10となっております。

20款2項1目1節財政調整基金繰入金1,214万2,000円の増は、歳入歳出の財源調整によるもので、補正後の財政調整基金の残高は15億675万4,000円になります。

次に、歳出になります。

8ページ、9ページをお開きください。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） 歳出につきましては、1款から10款まで人件費に関する内容となっておりますので、説明については省略させていただきます。

なお、14ページにおきまして、3款1項3目細目5の介護保険対策経費といたしまして370万8,000円の介護保険改定への繰出金でございますが、こちらにつきましては介護保険会計への人件費の繰り出しとなっているものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第71号 令和5年度涌谷町一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

◇

◎議案第72号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第8、議案第72号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔君） 議案第72号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきにご可決いただきました令和5年人事院勧告に準ずる給与改正等につきまして、人件費において所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第72号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

予算書の12ページ、13ページをお開きください。

人件費についてご説明申し上げます。

12ページの総括表におきましては、会計年度任用職員以外の職員、正職員と、会計年度任用職員を含めた金額となっておりますので、次の13ページをご覧ください。

ア、会計年度任用職員以外の職員、正職員となりますが、給料で9万8,000円の増額、職員手当で9万円の増額となっているところでございます。先ほど可決いただきました人事院勧告に伴う給与等の改定、期末・勤勉手当の支給率の改定に伴う増額となるものでございます。

また、共済費の8万5,000円の増額につきましても、同じくこれらの増額に併せて増額するものでございます。続いて、次のページ、イ、会計年度任用職員でございます。

報酬で2,000円の増となっているところでございます。

(2) その他給与費明細に含まれない人件費につきましては、先ほど申し上げました人事院勧告に伴う給与増に伴って負担金として退職手当組合の負担金が増額するものでございます。

歳入となりますので、7ページをご覧ください。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入になります。

6款繰入金①財政調整基金繰入金28万1,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う人件費の増額により財源調整するものでございます。11月補正後の基金残高につきましては6億6,447万3,000円となります。

次の8ページ、9ページをお開き願います。

歳出になります。

歳出につきましては、人事院勧告に伴う人件費の変更になりますので、総務課において説明いたしましたので

省略させていただきたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号 令和5年度涌谷町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎議案第73号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第9、議案第73号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第73号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきにご可決いただきました令和5年人事院勧告に準ずる給与改正等につきまして、人件費において所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 総務課長。

○総務課参事兼課長（高橋 貢君） それでは、議案第73号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）でございます。

予算書の12ページ、13ページをご覧ください。

人件費について説明申し上げます。

12ページの総括につきましては、会計年度任用職員以外の職員、正職員と、会計年度任用職員を含めておりますので、次の13ページ、ア、会計年度任用職員以外の職員について説明させていただきます。

給料で8,000円の減、職員手当で14万9,000円の減額となっております。こちらにつきましては、職員の休職等に伴い減額したことから、差引きにして減額となっているものでございます。

また、共済費の3万円の増額につきましては、人事院勧告に伴う給与等の増額に併せ増額となったものでござ

います。

14ページ、イ、会計年度任用職員に係る分となっております。

報酬で12万6,000円の増、給料で32万7,000円の増、職員手当で10万円の増につきましては、今回の人事院勧告に伴います給与改定等に伴う増額によるものでございます。

(2) その他給与費明細に含まれない人件費といたしまして、退職手当負担金が4万円の増となっておりますが、こちらにつきましては人事院勧告に伴います給与増に伴う増額となっているところでございます。

歳入となります。

6ページをご覧ください。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） それでは、6ページ、7ページをお開き願います。

歳入になります。

3款国庫支出金①現年度分154万4,000円の減額及びその下、4款県支出金①現年度分77万4,000円の減額につきましては、職員人件費の変更により国県の法定負担割合分について減額するものでございます。

○議長（後藤洋一君） 福祉課長。

○福祉課長（鈴木久美子君） 7款繰入金1項2目1節②その他地域支援事業費繰入金308万4,000円の増額につきましては、人事院勧告等に伴う人件費に係る繰入金の増額でございます。

終わります。

○議長（後藤洋一君） 健康課長。

○健康課長（木村 治君） 次に、3目①職員給与費等繰入金3万1,000円の増額及び②事務費繰入金59万3,000円の増額につきましては、人事院勧告に伴う人件費の変更により増額するものでございます。

次の8ページ、9ページをお開き願います。

歳出になります。

1款総務費につきましては、人件費の変更に伴うもので、こちらは総務課で説明いたしましたので省略いたします。

4款の基金積立金細目1介護保険給付基金積立金91万5,000円の増額につきましては、歳入歳出の財源調整額を積立てするものでございます。11月補正後の基金残高につきましては2億9,045万円となります。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第73号 令和5年度涌谷町介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）は原案のとおり可決されました。



◎議案第74号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（後藤洋一君） 日程第10、議案第74号 令和5年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（遠藤稔雄君） 議案第74号の提案の理由を申し上げます。

本案は、さきにご可決いただきました令和5年人事院勧告に準ずる給与改正等につきまして、人件費において所要の措置を講ずるものでございます。

詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤洋一君） 上下水道課長。

○上下水道課長（岩淵 明君） それでは、議案第74号 令和5年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）の説明を申し上げます。

予算書の1ページをお開き願います。

ただいま町長が提案理由で申し上げました水道事業会計の補正予算といたしまして、第2条につきましては、予算第3条に定めた収益的支出を30万9,000円増額し、4億276万4,000円にいたそうとするものでございます。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費の補正で、既決予定額を30万9,000円増額し、2,985万6,000円にいたそうとするものでございます。

内容につきましては、3ページをお開き願いたいと思います。

給与費明細書になります。

まず、1、一般職（1）総括の表におきまして職員数が1名減となっておりますのは、課長職の給与費の負担を時期によりまして下水道事業会計と分けているためでございます、実数に変更はございません。

次に、4ページをお開き願います。

2、給料及び手当の増減額の明細でございます。区分、給料の欄で24万4,000円の増額になりますが、人事院勧告に伴う給与改定のものになります。なお、改定内容につきましては、先ほど総務課から説明があったとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

次に、区分、手当の欄で6万5,000円の増額になりますが、内訳は制度改正に伴う増減分のうち期末手当が10万9,000円の増、勤勉手当が3万9,000円の増で、合わせて14万8,000円の増額。その他増減分で、管理職手当が8万3,000円の減となるものでございます。

8ページ、9ページをお開き願います。

ただいまご説明申し上げました給与費の増減に伴いまして、収益的支出の補正をいたそうとするものでございます。

2款1項4目1節給料になります。24万4,000円の増額、2節手当で6万5,000円の増額をいたすものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（後藤洋一君） これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号 令和5年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号 令和5年度涌谷町水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決されました。



#### ◎休会について

○議長（後藤洋一君） 以上をもって、涌谷町議会定例会11月会議に付された事件は全て議了いたしました。

お諮りいたします。

本会議は、この後、明日11月29日から12月28日までの30日間を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（後藤洋一君） 異議なしと認めます。よって、明日11月29日から12月28日までの30日間を休会とすることに決しました。



#### ◎散会の宣告

○議長（後藤洋一君） 本日はこれをもって散会します。

大変ご苦労さまでした。

散会 午前10時49分